

選挙

参議院神奈川県選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙

投票日 **7月21日(日)** 投票時間 **午前7時から午後8時まで**

お読みいただき、お間違いのないようにお願いします。
みなさんの良識、みなさんの意思でルールを守り明るく正しい選挙を行いましょよう。

投票できる方

選挙人名簿に登録されている方です。なお、この選挙人名簿に登録される方は、平成13年7月22日以前に生まれた方および平成31年4月3日までに転入届を提出した方で、引き続き3ヶ月以上居住している方となります。

投票の方法

参議院神奈川県選出議員選挙の投票用紙には、**候補者の氏名**を書いてください。

参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者名簿に登録された**候補者の氏名**1名を書いてください。ただし、**候補者の氏名に代えて、名簿届出政党などの名称または略称**を書いて投票することもできます。

※ 今回の参議院比例代表選出議員選挙の候補者名簿には「優先的に当選人となるべき候補者(特定枠候補者)」が登載されています。政党等の総得票数は名簿登載者個人の得票数と政党等の得票数を合算したものとなり、特定枠候補者は他の名簿登載者よりも優先して当選することとなります。なお、特定枠候補者の氏名が記載された投票は政党等名の得票となります。詳細については、ホームページをご覧ください。



投票所入場整理券

投票所入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などをお知らせして、投票所での受付がスムーズに行われるようにするためにお送りしているものです。

世帯ごとに6人まで連記したハガキ(圧着したもの)が**7月4日(木)以降**に届きますので、投票する際は各自切り離して投票所に持参してください。

なお、投票所入場整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付へ申し出てください。

期日前投票

投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、選挙公示日の翌日から投票日前日までです。

○日時 **7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時**

○場所 **役場分庁舎4階会議室**

※ 投票所入場整理券が届いている場合は持参してください。

※ 期日前投票を行うときに提出する「請求書(兼宣誓書)」については、従来どおり期日前投票所に用意していますが、入場整理券裏面にも印刷していますので、事前に記入していただくと手続きがスムーズに行えます。また、出張所および町ホームページにも用意しています。

<移動期日前投票所>

【開設場所及び日時】

山崎集会所駐車場	7月17日(水) 10:00~12:00 7月20日(土) 15:00~17:00
さくら館駐車場	7月18日(木) 15:00~17:00 7月20日(土) 10:00~12:00
仙石原文化センター駐車場	7月17日(水) 15:00~17:00 7月18日(木) 10:00~12:00

※前回選挙時と開設場所・時間が異なりますので、注意してください。



不在者投票

箱根町内に長期不在のため期日前投票ができない方は、不在者投票ができます。この場合は、郵便によるやりとりなど、手続きに日数がかかりますので早めに問い合わせてください。(期間は、期日前投票と同じです。)

また、都道府県選挙管理委員会から不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院・老人ホームなどに入院・入所中の方は、入院・入所先で不在者投票ができますので、施設の長へ申し出てください。

選挙公報

選挙公報は、7月12日（金）以降に自治会をとおして配布します。

また、役場本庁舎・出張所・さくら館・やまなみ荘・環境センター・社会教育センター・星槎レイクアリーナ箱根にも用意しますが、郵送を希望される方は、選挙管理委員会に連絡してください。

町内投票所

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本小学校	第9	二ノ平自治会館
第3	畑宿寄木会館	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所



※ 第3投票区の方は「畑宿寄木会館」が投票所となりますので注意してください。（第3投票区の方は前回の選挙と投票所が変わっています。）

この選挙で投票のできる方は

◆ 住所を変えていない方

平成13年7月22日以前に生まれた方

投票できます

◆ 住所を変えた方

箱根町に転入した方

平成31年4月3日までに転入の届出をした方

引き続き箱根町に住民登録があれば投票できます

平成31年4月4日以降に転入の届出をした方

箱根町では投票できません
※ただし、前住所地の市区町村で投票できる場合がありますので、前住所地の市区町村に問い合わせてください。

町内で転居をした方

令和元年6月21日までに転居の届出をした方

転居先の投票所で投票できます

令和元年6月22日以降に転居の届出をした方

転居前の投票所で投票できます

箱根町から転出した方

平成31年4月3日までに新住所地に転入の届出をした方

新住所地の投票所で投票できます

平成31年4月4日以降に新住所地に転入の届出をした方

新住所地では投票できません
※ただし、箱根町で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会に問い合わせてください。

開票

開票は、7月21日 午後9時20分から、

「仙石原文化センター」で行います。

投・開票速報は、町ホームページでご覧になれます。

ホームページURL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

令和元年7月 箱根町選挙管理委員会
電話 (85)7111 内線 337

みんなで行こう。明るい選挙。

